

優秀論文賞・学術大会優秀発表賞規程

制 定：2025年 1月30日

第1条 本会は、学会員の研究を推進するために優秀論文賞および学術大会優秀発表賞を設ける。

(賞の名称)

第2条 本賞は、それぞれ「日本臨床動作学会優秀論文賞」「日本臨床動作学会学術大会優秀発表賞」と称する

(賞の主旨)

第3条 優秀論文賞は、その年度の優秀論文賞審査の対象となる「臨床動作学研究」に掲載された論文（依頼論文を除く）の中から特に優れた論文に対し、論文の価値を顕彰し、さらなる研究を期待して与えられる。

第4条 学術大会優秀発表賞は、学術大会において発表される研究（事例研究、理論・調査・実験研究）の中から今後の発展性が高い研究に対し、さらなる研究の推進を奨励するために与えられる。

(選考の方法)

第5条 優秀論文賞は、「臨床動作学研究」の著者校正済みの原稿を用いて、著者情報と謝辞を削除した状態で選考を行う。学術大会優秀発表賞は、学術大会の「発表論文集」に掲載される大会発表論文の校正原稿を用いて、発表者情報、謝辞等を削除した状態で選考を行う。

(受賞者の決定と表彰)

第6条 優秀論文賞候補者および学術大会優秀発表賞候補者は、選考委員会による厳正なる選考の結果をもって理事会に報告される。理事会はその年度の受賞者を決定し、次の年次大会開催時に表彰を行う。

第7条 優秀論文賞および学術大会優秀発表賞の著者全員に賞状を、研究ごとに副賞を授与する。

(公表方法)

第8条 優秀論文賞および学術大会優秀発表賞の題目及び著者名は、学会誌において公表する。

(規程の改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附則 この規程は 2025年1月30日より発効する。